令和８年度大野城市会計年度任用職員(ひきこもり相談支援員)募集要項

1　募集職種・採用予定人数・職務内容

職種	採用予定人数	職務内容
ひきこもり相談支援員	1名	・ひきこもりに関する相談支援 ・ひきこもりに関する各種業務

※採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とし、採用候補者名簿に登録します。

2　基本的な勤務条件

任用期間	勤務日から令和９年３月31日まで
勤務日	週５日
勤務時間	週38時間45分（1日７時間45分）
勤務場所	市役所など
勤務形態	【フルタイム勤務】　　1日７時間45分かつ週５日の勤務
給料・報酬	専門職（ひきこもり相談支援員）　月給256,900円～266,100円 ※専門職としての職務経験等により決定されます。 ※給与改定により額が変わる可能性があります。
諸手当	・給料・報酬の他に、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当などがそれぞれの条例・規則等に定める条件に当てはまる場合に支給されます。 ・期末・勤勉手当（ボーナス）として、年4.6カ月分が6月と12月にわけて支給されます（令和７年度実績）。条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。 ※期末・勤勉手当は、任用形態・期間によって支給額が減額したり、支給対象とならなかったりする場合があります。
給料・報酬等支給日	当月の22日（金融機関が休みの場合は、直前の営業日）
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始

休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（１年間に最大 20 日） ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。（忌引や夏季休暇など）
社会保険 ※給与改定により、任用期間の途中から加入対象になる場合があります。	【健康保険・厚生年金保険】 ◆フルタイム勤務で任用期間が２カ月を超える人 全員加入します。また、更新などにより任用期間が２カ月を超えることとなった場合にも、加入となります。
	【雇用保険】 下記の勤務時間・任用期間があれば雇用保険に加入します。 また、65 歳に達した日以後に新たに雇用された人も雇用保険の被保険者となります。 ◆フルタイム勤務者：任用期間が 31 日以上ある場合は加入。 ※なお、フルタイム勤務者は、18 日以上勤務した月が６カ月を超えるに至ったときから、退職手当組合に加入します。その場合、雇用保険の被保険者資格は喪失します。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。（フルタイム勤務で、連続する通算任期が 1 年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。）
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

３　採用試験

応募受付期間	随時受付（毎週水曜日必着）。ただし、合格者が決定次第終了。
実施時期	毎週水曜日の応募状況により、随時実施。
試験会場	大野城市役所
実施方法	面接
受験資格	① 以下のいずれかの資格を有していること。 精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士 ② パソコン操作ができること（Word、Excel） ※地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

	・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
申込方法	大野城市会計年度任用職員採用試験申込書（市役所福祉サービス課に募集要項と共に備え付け、またはホームページに掲載）に必要事項を記載の上、郵送または直接提出してください。申込書は２種類あります。 ※一度受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。 ※申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真を貼付し、受験票部分を切り取り、郵便はがきの裏面に貼付してください。はがきの表面には、返送用の宛名を記載し、85 円切手の貼付をしてください。 申込書②（申込用履歴書）には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。 ※資格を確認できるものの写しをあわせてご提出ください。 ※受験票は申込受付締切り後に、郵送します。
提出先	〒816-8510 大野城市曙町２丁目２番１号　大野城市役所　福祉サービス課 ※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員（ひきこもり相談支援員）申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。 ※持参の場合は、市役所１階 福祉サービス課に直接持参してください。
提出期限	毎週水曜日（必着） 持参の場合の受付は、平日８時 30 分から 17 時までです。
合格発表	市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には郵送で通知します。 ※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。
試験結果開示	受験者本人に限り、合格発表から一週間、試験結果の情報提供を行います。 希望する人は、市役所１階の福祉サービス課まで、受験票を持参して申し出てください。 ※試験結果のコピーが必要な方はコピー代として 10 円が必要です。

※遅刻した場合は受験を認めませんのでご注意ください。
※車イス利用などにより、受験に際して特に配慮を希望する場合は、申込時に福祉サービス課までご相談ください。

４　任用

合格後	・採用試験の合格者は、合格の日から令和９年３月 31 日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿（候補者名簿）に登録されます。
採用決定	・採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。 ・登録期間内に採用の必要が生じた場合に、随時、候補者名簿に登録のある方に仕事の打診をさせていただきます。 ・育児休業等取得している職員の代替として任用される場合もあります。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後１カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。